

平成30年度 前学期試験について

1. 注意事項

- (1) 受験の際は、監督者の指示どおり着席のうえ、机の上に学生証を呈示すること。
- (2) 机には筆記用具および学生証以外は置かないこと。(その他の持ち物は教室内の前または後の壁際に置くこと) ただし、その試験に指定されたものがある場合はこの限りではない。
- (3) 試験中の下敷きの使用は許可しない。
- (4) 試験中の私語、物品の貸し借りは許可しない。
- (5) 遅刻入場は、試験開始後15分までとする。不可抗力による遅刻の場合は、試験監督者にその旨を申し出て、許可を受けた場合は受験することができる。
- (6) 試験開始後30分間は、試験室からの退室を許可しない。ただし、監督者から指示がある場合はそれに従うこと。
- (7) 試験室を退室する場合は、必ず答案用紙を提出しなければならない。

(8) 試験中は監督者の指示に従い不正行為を行わないこと。なお、以下のような事例は不正行為にあたるので特に注意すること。また、この事例以外にも不正行為と疑われるような行為のないよう十分に注意すること。

【不正行為にあたる事例】

- ① カンニングペーパーとみなされるもの(所持品・机・身体等への書き込みを含む)を所持・使用すること。
- ② 他人と答案用紙を交換すること、他人の答案を見て書き写すこと。
- ③ 持込み可の試験において持ち込んだノートや教科書を貸し借りすること。
- ④ 携帯電話等をさわること(携帯電話等は鞆等に入れて身に付けないこと)。
- ⑤ 机の中に物を入れたままにしておくこと(机の中に物を入れない)。

なお、持込み可の試験において、指定された物以外を間違えて持ち込んでいないか確認すること。

2. 不正行為について

- (1) 不正行為をした者の措置は、次のとおり措置する。
 - ① 当該試験科目の学業成績は判定しない。
 - ② 保証人に対して、不正行為のあったことを通知し、本人から誓約書及び反省文を提出させる。
- (2) 不正行為の取り扱いのうち、卒業年次に在学する者については、本人から当該科目担当教員に願い出があったときは、担当教員は再試験を行うことができる。
この場合、学業成績の判定は、可又は不可とする。また、この処置が適用される科目数は1科目とする。

3. 学業成績の通知について

- (1) 学業成績は後期の履修ガイダンス時に「成績通知書」で通知するので、各自で記載内容を確認すること。(通年科目の中間結果(合否)は記載されない。)
なお、学業成績について疑義がある場合には、成績通知後1週間以内に教務課へ申し出ること。
- (2) 試験結果を個人的に非常勤講師に照会することを禁止する。

4. その他

- (1) 自分の不注意で、試験時間割や開始時間を間違えて受験できなかったときは、当該科目は認定されないので特に注意すること。(追・再試験を含む)
- (2) 再試験の実施については、下記のとおりなので十分注意すること。
 - ・ 卒業年次において、卒業要件もしくは資格取得に関する科目についてのみ、本人の願い出により、学業成績判定資格を有する科目について、再試験を行うことがある。
 - ・ 再試験の願い出が可能な単位数は、前学期・後学期合わせて6単位以内とする。
- (3) 追試験・再試験ともに願い出(追試験願・再試験願の提出)が必要になるので、対象者は期限までに教務課で手続きを行うこと。

追試験願の提出締切: 8月7日(火) 17:00

追試験受験許可者、再試験対象者及び時間割の発表: 8月14日(火) 9:00

再試験願の提出締切: 8月20日(月) 17:00

追・再試験期間: 8月21日(火)～8月23日(木)